

巻頭言

「認定 NPO の更新」

理事長 新谷友良

4月11日、認定 NPO の第1回の更新が認められました。認定 NPO の有効期間は5年間で、協会は平成25年8月7日に認定 NPO の認定を受けましたので、有効期間は平成30年8月6日まででした。今回の認定更新は、はじめてということもあり、いろいろな指摘を受けました。とくに会計資料について、協会の決算様式と東京都へ提出している事業報告書の様式が違っており、その違いの説明に時間がかかりました。

内閣府の NPO ポータルサイトを見ますと、昨年度末の NPO の数は、一般の NPO が 51,610、認定 NPO が 1,106 となっています。協会が認定を受けた平成25年では一般 NPO が 47,540、認定 NPO が 407 でしたが、「認定 NPO の数は NPO 法の改正施行（平成24年4月1日）後急速に増加。今後も着実な増加が期待される」とサイトは記述しています。

認定 NPO は、「新しい公共」分野の担い手として、「寄附を柱に公益的な活動を行っていく」ことが謳い文句です。そのために、認定 NPO 法人の認定を受けるためには、パブリック・サポート・テスト (PST) という基準があり、広く市民からの支援を受けているかどうか認定基準のポイントとなっています。協会が認定 NPO 申請にあたって選択している「相対値基準」では実績判定期間の経常収入金額のうち寄附金などの収入の割合が5分の1以上であることが必要です。協会の収入は約2千万円ですので、4百万円以上の寄附金が必要になります。

市民のお金を国・自治体が集め（税金）、それを行政の施策として行っていくことが必要な社会分野は多くあります。一方では、市民が市民の集まりにお金をだし（寄附）、その集まりが創意・工夫して担っていく社会分野もあります。最近では営利企業においても、税制改革が後押しして、社会貢献に係る ESG（環境・社会・企業統治）投資が非常に重視されるようになってきました。認定 NPO への寄附は、確定申告で寄附金の約40%の還付が受けられます。国に税金として流れていたお金を、市民の集まりに集め、市民自ら判断して使っていくという新たな社会の仕組みです。私たちの協会のような障害当事者の集まりでは、市民による支援が人材の面でも資金の面でも大変大きな比重を占めます。しかし、それはこれからの社会（共生社会）の一般的な有り様ではないかと、今回の更新申請で改めて感じています。